

# こども政策について ～こども大綱等～

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

## 【説明資料】

### ○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
- ・こども大綱の案の作成に当たっては、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

### ○骨太の方針2023（抜粋）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。（後略）

### 第1回こども政策推進会議（4月18日）

#### ○こども大綱の案の作成の進め方について

<岸田総理発言>

- ・今月1日にこども家庭庁が創設され、併せてこども基本法が施行されました。そして、こども基本法に基づき、こども大綱の案の作成等を担うこの会議を立ち上げ、こども大綱の案の作成について、こども家庭審議会に諮問することを決定いたしました。
- ・こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱であります。
- ・常にこどもや若者の視点で、こどもや若者の最善の利益を第一に考える、こどもまんなか社会を実現してまいります。そのためのこども大綱となるよう、こども未来戦略会議におけるこども・子育て政策の抜本強化に向けた議論も踏まえながら、こども家庭審議会において調査審議をいただき、この会議に小倉大臣から御報告いただくようお願いをいたします。

# こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 開催経過

## こども家庭審議会

- 第1回 令和5年4月21日(金)
  - ・各部会の設置
  - ・内閣総理大臣からの諮問
- 第2回 令和5年9月25日(水)
  - ・中間整理案とりまとめ
- 中間整理 公表 令和5年9月29日(金)
- 中間整理についてこども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施
- 第3回 令和5年11月22日(水)
  - ・答申案とりまとめ
- 答申 公表 令和5年12月1日(金)

## こども家庭審議会基本政策部会

- 第1回 令和5年5月22日(月)
  - ・内閣総理大臣からの諮問について
  - ・自由討議
- 第2回 令和5年6月20日(火)
  - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第3回 令和5年6月30日(金)
  - ・こども大綱の構成要素及び枠組みについて、こども大綱で目指すべき社会像について、こども大綱における基本的な方針について
- 第4回 令和5年7月13日(木)
  - ・こども大綱の各論について( (1) 幼児期まで～ (3) 思春期について)
- 第5回 令和5年7月25日(火)
  - ・こども大綱の各論について( (4) 青年期、(5) 各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について)
- 第6回 令和5年8月10日(木)
  - ・こども大綱の各論について(「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等)、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について等
- 第7回 令和5年8月31日(木)
  - ・ヒアリング(国際社会の動向等について)  
※外務省、大谷美紀子弁護士よりヒアリング
- 第8回 令和5年9月4日(月)
  - ・中間整理案について
- 第9回 令和5年9月15日(金)
  - ・中間整理案について
- 第10回 令和5年11月17日(金)
  - ・答申案について

# こども家庭審議会、こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

## こども家庭審議会 委員名簿

◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
○五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
石原 理	女子栄養大学栄養学部教授
大石 亜希子	千葉大学大学院社会科学研究院教授
大竹 智	立正大学社会福祉学部教授
大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
小野 善郎	おのクリニック院長
上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院教授
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE 代表
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
鈴木 みゆき	國學院大學人間開発学部教授
砂上 史子	千葉大学教育学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまち代表理事
原田 伊織	大学生
平野 啓子	語り部・かたりすと、大阪芸術大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
村宮 汐莉	大学生
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部教授
山縣 文治	関西大学人間学部教授

## こども家庭審議会基本政策部会 委員名簿

青木 康太郎	國學院大學人間開発学部准教授
◎秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
太田 聡一	慶應義塾大学経済学部教授
岸田 雪子	ジャーナリスト、東海大学客員教授
木田 秋津	小林・福井法律事務所弁護士
清永 奈穂	日本女子大学学術研究員 株式会社ステップ総合研究所長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
櫻井 彩乃	GENCOURAGE代表
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
定本 ゆきこ	京都少年鑑別所医務課長
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
田中 れいか	一般社団法人たすけあい代表理事
谷口 和花菜	大学生（あしなが育英会奨学生）
土肥 潤也	特定非営利活動法人わかものまち代表理事
原田 伊織	大学生
堀江 敦子	スリール株式会社 代表取締役
松浦 民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
○松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院特任教授
村宮 汐莉	大学生
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)執行役員・主席研究員

◎ = 会長（部会長）、○ = 会長代理（部会長代理）

名前は五十音順。

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約\*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。



- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(\*子ども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者である子どもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。)

# こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

## ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

## ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

## ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

## ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

## ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

## ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

# こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

## 1 ライフステージを通じた重要事項

### ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)

### ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)

### ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

### ○こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)

### ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)

### ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)

### ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

## 2 ライフステージ別の重要事項

### ○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

### ○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

### ○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援  
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

### ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援

### ○共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援



## 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

## 2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

# こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会：こどもまんなか社会

## 目標(別紙1)

(目標値)

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

## 指標(別紙2)

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

# こども大綱等に関する岸田総理大臣ご発言 (令和5年12月22日こども政策推進会議)

- 先ほど、こども政策推進会議として、我が国初の「こども大綱」の案を、また、全世代型社会保障構築本部として、「こども未来戦略」と「改革工程」を決定いたしました。
- 「こども大綱」においては、
  - ・ こども・若者の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、こども・若者を「権利の主体」として、その意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考えること、
  - ・ また、子育て当事者のニーズに応じて、社会全体で柔軟に支えていくこと、など、こども政策を進めていくための基本的方針をお示しました。
- これに基づき、具体的な施策を計画的に進めていく必要があります。このための「こどもまんなか実行計画」を「こども政策推進会議」で策定することとし、PDCAの観点も踏まえ、毎年、適切な見直しを行いながら、こども政策を進めてまいります。
- 「こども未来戦略」では、あわせて3.6兆円という規模の「加速化プラン」をお示しました。その実施により、わが国のこども1人当たりの家族関係支出は、16%とOECDトップのスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進します。
- 「加速化プラン」を支える財源確保に当たっても、徹底した歳出改革等によって確保することを原則とし、実質的な負担が生じないとの考え方を、財源の具体的な内訳や金額とともにお示ししています。
- このうち、歳出改革については、本日決定した「改革工程」に沿って、全世代型の社会保障制度を構築する観点から、取り組むこととしています。
- これは少子化対策の財源確保のためだけではなく、社会保障を持続可能なものとするため、全ての世代が負担能力に応じて、公平に支え合う仕組みを早急に構築するとの考えに基づくものです。  
関係大臣におかれては、こうした考え方に沿って、取組を進めていただきますようお願いいたします。
- こども政策の推進にあたっては、制度の拡充ばかりでなく、その意義や目指す姿を国民一人ひとりにわかりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用されこども・子育て世帯にしっかりと届くことが何よりも大切です。社会全体でこども・子育て世帯を応援する機運を高めるべく、社会の意識改革にも取り組んでまいります。
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、加藤大臣を中心に、関係閣僚が連携して、取り組んでいただくようお願いいたします。

# こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (一般向け) (令和5年12月22日)



# こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (一般向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の閣議決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ～

本日の臨時閣議において「こども大綱」を決定しました。

「こども大綱」は、今年4月に施行されたこども基本法に基づく、我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そして、そのための基本的な方針として、

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、
- ⑥施策の総合性を確保すること

を掲げています。

この「こども大綱」では、これまでにはない、初めての試みとして、

まず第1に、目指す「こどもまんなか社会」の姿を、こども・若者の視点で描き、それに対応する目標を定めました。

第2に、こども・若者が「権利の主体」であることを明示するとともに、こどもや若者・子育て当事者と「ともに進めていく」としました。

第3に、政策に関する重要事項について、こども・若者の視点でわかりやすく示すため、こども・若者のライフステージごとに提示しました。

第4に、こども大綱の下で具体的に進める施策について、今後、毎年、「こどもまんなか実行計画」を策定し、骨太方針や各省庁の概算要求などに反映することになりました。

第5に、こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒアリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映するとともに、こどもや若者にもなるべくわかりやすくフィードバックしました。

私から、全ての関係に対し、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めていただくよう、お願いしました。こども政策の推進にあたっては、教育基本法に基づく教育振興基本計画とも連携しながら、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていけるように取り組んでまいります。

これからも、こども・若者や子育て当事者のみなさん一人ひとりの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、そして、こどもや若者のみなさんにとって最も善いことは何かを考えて、政策に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていくために、みなさんとともに歩んでまいります。

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

#### (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

# こども大綱の決定に当たっての加藤大臣からのメッセージ (こども・若者向け) (令和5年12月22日)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

～こども大綱の決定について

加藤大臣からこども・若者のみなさんへのメッセージ～

みなさん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子です。

みなさんは、「こども基本法」や「こども大綱」って、知っていますか？

「こども基本法」というのは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

この「基本法」では、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることを書いた「こども大綱」を作ることになっていて、今日、その「こども大綱」が初めてできました！

「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすること。それは、

- ・こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- ・こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ・おとなとして自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などです。こうしたことを、国全体で大事にして取り組んでいくことを、総理大臣と19人の大臣で決めました。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。これからも、こどもや若者のみなさん一人一人の意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

みなさんも一緒に、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょう！

令和5年12月22日

内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

かとう あゆこ  
加藤鮎子

# こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(2)～

## 結果のまとめ①

- 小学生年代から20代のこども・若者の皆さん、子育て当事者のみなさんを始め、4,000件近い意見をいただきました。

#	意見聴取の取組	参加人数(延べ)	件数	取組の概要
1	こども若者いけんの会	74人	154件	こども若者を対象とした公聴会(オンライン)
	小学生年代	(29人)		
	中学生年代	(7人)		
	高校生年代～20代①	(17人)		
	高校生年代～20代②	(21人)		
2	公聴会	115人	185件	子育て当事者や一般の方を対象とした公聴会(オンライン)
	子育て当事者向け	(56人)	(121件)	
	一般向け	(59人)	(64件)	
3	パブリックコメント	1,872人	1,730件	こども若者や一般の方を対象としたパブリックコメント
	こども・若者向け	(124人)	(427件)	
	一般向け	(1,748人)	(1,303件)	
4	いけんぶらす	280人	1,360件	こども若者★いけんぶらすのメンバーを対象にした意見聴取
	アンケート	(133人)	(505件)	
	オンライン	(25人)	(185件)	
	チャット	(34人)	(203件)	
	対面	(26人)	(250件)	こどもや若者が集まる施設などに、職員などが出向いて行われた意見聴取
	出向く型(児童館)	(16人)	(69件)	
	出向く型(児童養護施設)	(9人)	(35件)	
	出向く型(障がい者支援施設)	(5人)	(18件)	
出向く型(ひとり親支援団体)	(25人)	(95件)		
5	こども団体・若者団体ヒアリング	10団体	79件	こども若者が主体となって活動する10団体へのヒアリング
6	経済界・労働界ヒアリング	4団体	28件	経団連・日商・経済同友会・連合へのヒアリング
7	国と地方の協議の場	3団体	24件	全国知事会・全国市長会・全国町村長会との協議の場
8	意見書	20団体	255件	パブコメの一環として、各団体から受領した意見書

合計 2,341人・37団体

3,815件\*

\*大綱に関連する意見のみ集計。複数内容が含まれる意見は、複数件として集計。





# こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(3)～

## 結果のまとめ③

- いただいたご意見はすべて読んで、反映できるかどうかを検討しました。修文に結びつかなかったものも、参考にさせていただきます。



(凡例) 一般：こども・若者、子育て当事者をのぞく個人の方 其他団体：こども・若者団体、自治体、経済労働団体を除く団体

# こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について ～こども家庭庁が行ったこども大綱の策定に係る中間整理案に対する意見聴取(4)～

みなさんからの意見への対応 (①答申に反映する意見、②すでに含まれている意見、③修文に結びつかなかった意見)

## 3. ライフステージ縦断の事項について

①答申案に反映する意見

②中間整理案に書いている意見

③修文に結びつかなかった理由・考え方

### みなさんの意見 (主なもの)

#### 虐待防止対策について

- 「虐待は誰にでも起こりうるが」と書くことで虐待を擁護しているように見える。(こども・若者)
- 虐待により「親子」が傷つくまえに、という部分も違和感がある。(こども・若者)

#### 虐待防止対策について

- 虐待からは絶対に守るというような内容があってもいいと思った。(こども・若者)
- 虐待は加害者と距離をおいてからが大変。自立への支援が重要。(こども・若者)
- 虐待を受けた場合には、物理的な支援だけでなく、こころのケアが重要。(こども・若者)
- こども本人の意見を聴き、こどもの最善の利益を考えて一時保護の判断をしてほしい。(一般)

#### 社会的養護について

- 家庭でしゅふんな養育をうけられない環境にあるこどもの居場所づくりのため、自治体において児童育成支援拠点事業が積極的に導入、安定して運営されるよう支援してほしい。(その他団体)
- 離島などの地方では、社会的養護に関する情報が届かず、また助けをもとめる相手や支援機関がない。(こども・若者団体)
- 児童養護施設等の職員の人材確保・定着に必要な取組をしてほしい。(その他団体)
- 家族内に葛藤を抱える若者が家をはなれ、その日から住まいにこまるといった相談が、コロナ禍に頻発した。若者への住まいの保障と相談体制を具体化してほしい。(その他団体)

#### 虐待防止対策について

- どのような状況であれば虐待として支援の対象となるのか明確化してほしい。(こども・若者)

### ポイント

虐待は決して許されるものではないことを明確にほしい

「親子」が傷つく前にといい表現をかえてほしい

虐待は許されない旨を書いてほしい

虐待を受けたこどもの自立への支援について書いてほしい

虐待を受けた場合のこころのケアについて書いてほしい

一時保護時にこどもの最善の利益を考えることを書いてほしい

児童育成支援拠点事業への支援についても書いてほしい

地域にかかわらず、社会的養護を必要とするすべてのこどもが対象になることを書いてほしい

児童養護施設の人材確保・定着に向けた取組を書いてほしい

家族内に葛藤を抱える若者の住まいについて書いてほしい

支援の対象となる虐待の定義について書いてほしい

### 答申案 (意見が反映されたもの)

- P.18 「虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではない」と修正しました。
- 予防の段階のセンシティブなニーズにどのように対応していくかという観点から、P.18の記載を修正し、充実させました。

### 書いてある場所

- 虐待予防と虐待を受けたこどものケアにしっかり取り組んでいきます。(P.18、19)
- 社会的養護経験者等の方について、一人一人段階を経て自立していけるよう、支援に取り組むことにしています。(P.19)
- ト라우マ等を含めた心のケアができる、高い専門性を持った人材を増やしていきます。(P.19)
- 児童相談所等による意見聴取を適切に行い、こどもが意見表明しやすい環境整備などにも取り組みます。(P.19)
- 子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援につなげていくため、こどもや親子の居場所支援の推進等として、しっかりと支援することにしています。(P.18)
- 社会的養護を含むこども施策については、地域の実情を踏まえつつ、推進することにしています。(P.12)
- 児童養護施設等における人材確保に努めることとしており、人材の定着も含めて取り組んでいきます。(P.19)
- 家庭から孤立した若者や、社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組むことにしています。(P.19、20)

### 修文に結びつかなかった理由・考え方

- 児童虐待の定義や具体例について、児童虐待の防止等に関する法律や、「子ども虐待対応の手引き」にくわしく書かれており、支援の対象はそちらで明確にされています。

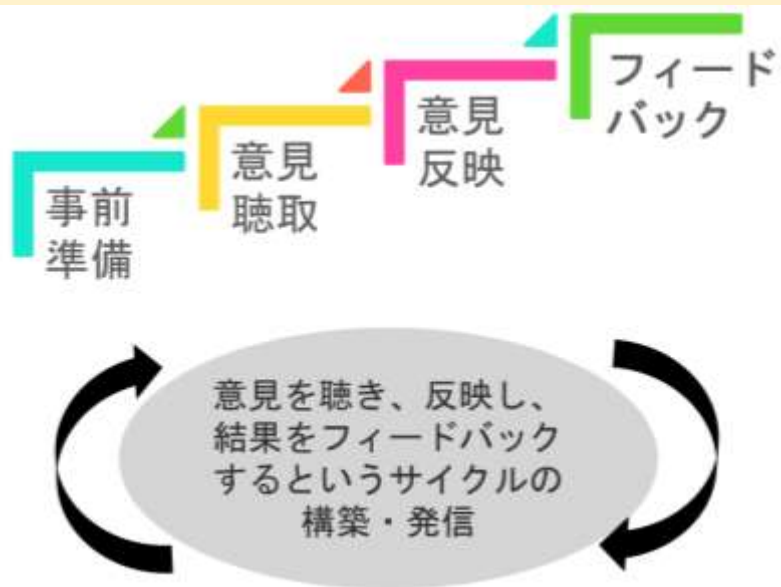
# こども・若者の意見反映

こどもまんなか  
こども家庭庁

# こども・若者の意見反映の仕組みづくり(1)

- どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、**こどもや若者の状況や特性は多様**であることを認識し、その**最善の利益**を第一に考え、**安心・安全を確保**して取り組まなければならない。また、意見反映の在り方や**プロセス自体にこどもや若者の声を反映**し、**常に改善をしながら進める**ことが重要である。

## こどもの意見の政策への反映まで



### 事前準備

↳ こどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や学習機会を確保。

### 意見聴取

↳ 様々な手法や機会を組み合わせる聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

### 意見反映

↳ こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

### フィードバック

↳ 意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

# こども・若者の意見反映の仕組みづくり(2)

## 意見を聴く前に

- **十分な情報提供や学習機会**  
テーマについての分かりやすい情報を事前に提供し、意見の表明を支援。
- **こども・若者によるテーマ設定**  
大人が設定するテーマだけでなく、こどもや若者が意見を伝えたいテーマを決める。



## 意見を聴くときに

- **多様な参画機会**  
公募、学校等との連携、生活の場や活動の場での意見交換等、様々な機会・参加方法を活用する。
- **様々な手法の選択肢**  
対面やオンラインでの意見交換、アンケート、SNSの活用、審議会委員へのこども・若者の登用等。
- **意見を言いやすい環境**  
安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- **声をあげにくいこども・若者**  
公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

## 結果のフィードバック

- **分かりやすいフィードバック**  
意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- **振り返り**  
意見を表明したこども・若者自身や聴く側・ファシリテーターの振り返りの結果を、意見反映の取組の改善に活かす。
- **社会全体の発信**  
意見反映のサイクルを社会全体に発信し、こどもの意見を聴く機運を高める。



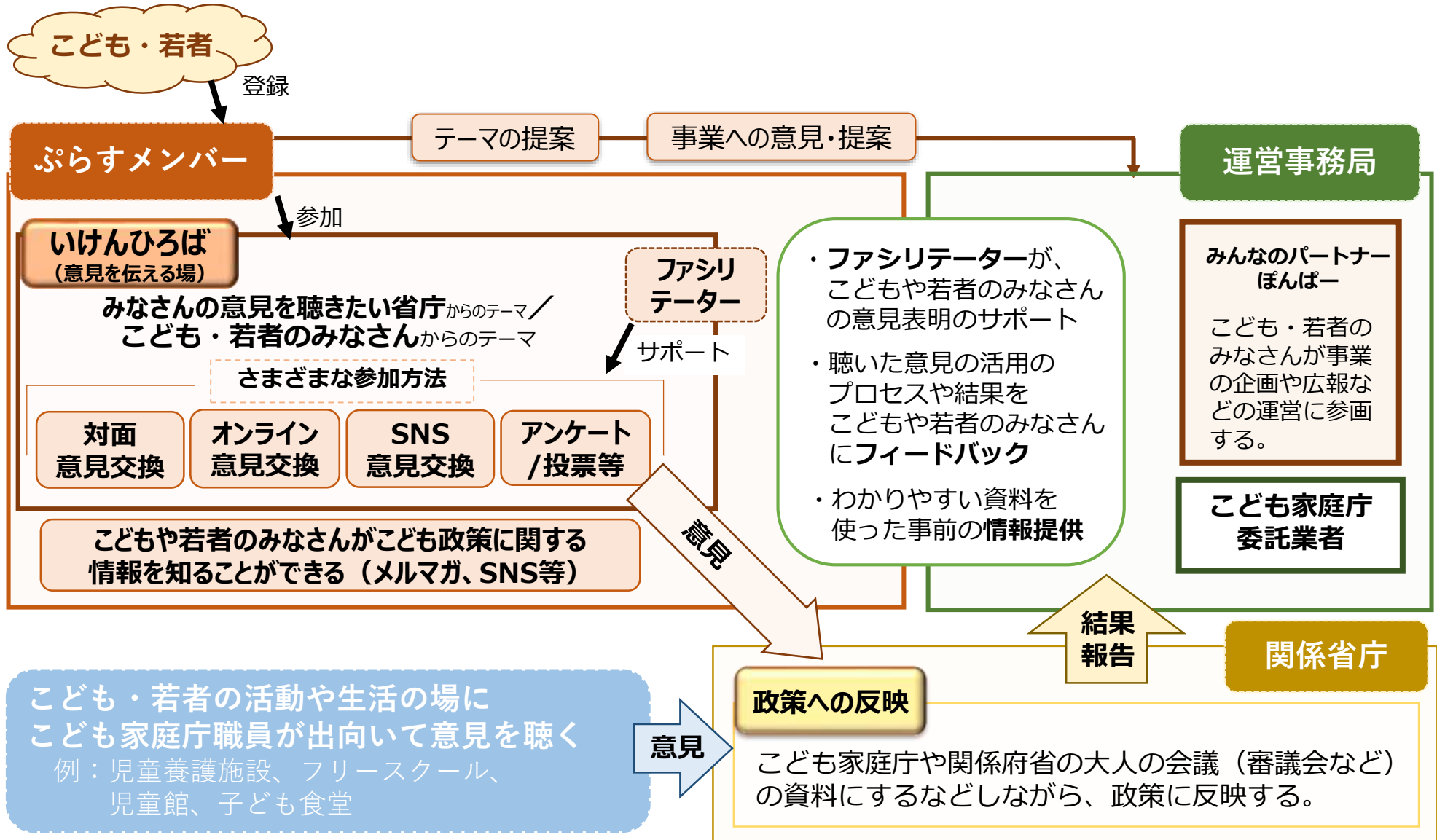
## 政策への反映

- **こども・若者の最善の利益**  
政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こども・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



# こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

## しくみ（イメージ）



# こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

どうぞく  
登録

うけつけちゆう  
受付中

しょうがくせい だい  
小学生～20代のみなさん！

こどもまんなか  
こども家庭庁

## こども若者★いけんぷらす



わかもの ままごま ほうほう じぶん いけん ひょうめい  
こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、  
しゃかい さんか あたら とりくみ  
社会に参加することができる、新しい取組をスタートします。

とりくみ さんか わかもの ままごま  
この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて  
ひろい いけん だいじしき  
広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集！

たいしやう  
対象

ねん がつ じてん しょうがくせい だい  
2023年4月時点で小学生～20代までの  
わかもの  
こども・若者のみなさん  
ねん がつ じてん かい  
(1993年4月2日生まれ～2017年4月1日生まれの方)

どうぞく  
登録

▼くわしい案内・登録はコチラから



※こども家庭庁ホームページ内のフォームから  
どうぞく  
登録いただけます。

<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>

かていちやう  
こども家庭庁って？

こどもや若者に関する制度や政策を  
すすめていくためのリーダーとなる省庁です！

こども家庭庁は、  
こどもや若者の  
なにかが  
何が一番よいことを考え、  
こどもや若者の意見をききながら  
さまざまな取組を進めていきます。

きほんほう  
こども基本法って？

こどもや若者のみなさんが  
自分らしく幸せに成長でき  
暮らせるように社会全体で支えていくため、  
こどもや若者に関する取組を進めていくうえで  
基本となることを決めた法律です。

こども基本法では、国や地方自治体が  
こどもや若者に関する取組を進めるときには  
こどもや若者の意見をきくことが  
決められています。

▼こども家庭庁・こども基本法についてくわしく知りたい

わかりやすく解説した動画やパンフレットがあります！



<https://www.cfa.go.jp/resources/>



さくせい  
作成：こども家庭庁 ちょうかんかんぽうさんじかん  
そうごうせいさくたんとう づき  
長官官房参事官（総合政策担当）付

こどもまんなか  
こども家庭庁

# いけんひろば実施時の主な流れと留意点

## 意見聴取のサイクル

## いけんひろばの流れ

## 実施の際の留意点・工夫

意見を聴く前

メンバーへの募集

参加者決定

事前説明（参考1）

意見を聴くとき

いけんひろば（対面）  
の流れ例（参考2）

開会

今日の流れや  
ルールの説明

自己紹介/アイスブレイク

議論&休憩

班内感想/振り返り

事務連絡・閉会

事後アンケート・解散

政策への反映

いけんのまとめ

報告資料（参考4）

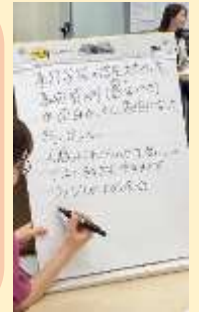
結果の  
フィードバック

フィードバック資料  
（参考5）

- ・テーマについての事前説明会を行う。
- ・当日の質問項目を事前説明会のときに提供することで、事前に意見を形成する時間を設ける。
- ・事前説明資料は対象年齢にあわせて作成。特に小学生低学年から参加するいけんひろばは、対象年代によって事前説明を分けるなど工夫。（参考1）

### 【対面・オンライン】

- ・グラドルールを設定し、参加者で確認をしてから意見交換を行う。（参考3）
- ・グループは年代の近い3～6人で構成し、意見を言いやすい環境を確保。
- ・板書を担当する人をおいて、意見をその場で見えるようにする。
- ・振り返りの時間を設け、他のグループと意見の共有を行う。



### 【チャット】

- ・原則としていつでも意見交換ができるようにしつつ、コアタイムを設定し、集中して議論ができる時間を確保。

### 【アンケート】

- ・小学生でもわかるよう、なるべく簡単なことばでアンケートを作成。

（※）すべての手法で意見の撤回の機会を設けている

- ・原則発言通りに意見を書き起こし、担当省庁に出た意見をすべて伝える。

- ・対外的にいけんひろばの様子を報告し、社会全体に発信。
- ・出てきた意見がこども若者にとって見やすくなるよう集約するとともに、どの年代、班から発言があったのか、分かるようにした。

- ・参加したこどもがフィードバック資料を見て、自身の意見や参加したときに発言されていた意見が載っていることが分かるようにした
- ・いけんひろばの時にでたこどもや若者の意見と反映したものだけを載せるのではなく、反映までの過程を入れるようにした。



# こども・若者、子育て当事者の意見反映に関する 加藤大臣から自治体首長・地方議会議長宛て書簡 (令和5年11月17日)

拝啓

貴職におかれましては、こども施策の推進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に施行されたこども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何がもっともよいことかを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。これは、都道府県議会や市区町村議会において、こども施策の策定等を行う場合も同様です。

私自身、こどもや若者と直接意見交換したり、こどもや若者が政策について話し合い、意見を表明する場を拝見する中で、本音で意見を言える場づくりが大切であると感じています。国においてもしっかり取組を進めてまいりますが、こども施策の実施に当たり中心的な役割を担っている地方公共団体においても、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映する取組を継続的に行っていただくことが「こどもまんなか社会」を実現していく上で大変重要であると考えています。

このたび、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例、国における取組などをお示しし、今後の取組の参考としていただけるよう通知を発出しました。また、地方公共団体における好事例の創出と横展開を図るための新たな事業を今月から始めることとしています。

これまでおとなが中心になってきた社会を「こどもまんなか社会」へと変えていくため、私も力を尽くしてまいりますので、貴職におかれましては、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただきますよう、心からお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和5年11月17日  
内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

加藤 鮎子

都道府県知事 殿  
市区町村長 殿  
都道府県議会議員 殿  
市区町村議会議員 殿

各地方公共団体において、こども基本法に基づき、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴き、政策に反映させる取組を積極的に進めていただくため、11月17日に、地方公共団体の首長及び地方議会の議長宛てに、左記の通り加藤大臣から書簡を発出しました。

併せて、こども家庭庁長官からの通知（次頁）も発出しました。

# こども・若者、子育て当事者の意見反映に関する こども家庭庁長官通知（令和5年11月17日）

加藤大臣書簡と併せて、こども基本法の趣旨を改めて周知するとともに、こども・若者、子育て当事者等の意見をこども施策に反映させるための国における取組を周知し、地方公共団体における取組を推進できるようこども家庭庁長官名で、各都道府県知事及び指定都市市長宛に通知を発出しました。（域内市区町村への周知も依頼。）

具体的には、

- こども・若者の意見の政策への反映に関する流れや取組のポイント
- 先進的な取組を行っている16の地方公共団体の取組
- 「こども若者★いけんぷらす」における取組
- こども大綱の策定に向けて、「こども若者★いけんぷらす」を活用するなどして、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴いた取組
- こども・若者意見反映サポート事業の開始（次頁参照）

を記載。

長官通知本体はこちら



# 自治体こども計画策定支援について

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(1)

## こども基本法上の位置づけ

(都道府県こども計画等)

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## こども大綱上の位置づけ

### 第2 こども施策に関する基本的な方針

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。**多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。**

### 第4 こども施策を推進するために必要な事項

#### 3 施策の推進体制等

(3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるととされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

**こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。**

➤ こども家庭庁は自治体のこども計画策定をサポートするため、次頁の施策を実施。

# 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(2)

## 支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

- 自治体が行うこども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し支援するもの。早期にこども計画の策定を進める地方自治体を重点的に支援する。（本補助金は令和8年度までを想定。）
- 補助基準額 都道府県：5,000千円 市町村：3,000千円
- 補助率 1/2（国庫補助上限額 都道府県：2,500千円 市町村：1,500千円）
- 国予算 令和5年度補正予算 1.3億円 令和6年度当初予算案 0.7億円  
（参考）令和5年度当初予算 0.7億円（採択自治体数42、事前協議自治体数423）
- 令和6年度事業スケジュール  
R5/12/26 令和6年度事業 事前協議受付開始  
～R6/1/19 事前協議受付〆切  
2月 事務局審査（審査基準については12/26に案内済）  
3月 内示  
4月 交付決定



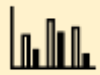
# 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(3)

## 支援①～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

### （補助メニュー1）自治体こども計画策定に向けた調査等



- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査
- ③ ①及び②の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握



#### 【留意点】

- ア 上記①～③に掲げる調査等のうち、原則として、自治体こども計画以外の計画策定のための個別の調査・取組のみを行う場合には本事業の対象とはならない。（自治体こども計画策定のための調査を複数年度かつ複数の調査方法にて行う場合、実施計画書にその旨を記載すること。交付対象は当該年度分の経費のみが対象となる。）
- イ 実態調査・分析等に当たっては、必要に応じて、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう創意工夫に努めること。

### （補助メニュー2）調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定



- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など（例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など）



#### 【留意点】

- ア 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども施策担当部署だけでなく、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関と幅広く意見交換を行い、計画の策定を進めること。
- イ 庁内関係部署やその他関係機関、NPO等の民間団体との有機的な連携の確保に努め、多様な意見の聴取に努めること。
- ウ 必要に応じKPI等を設定し、効率的な運用となるよう努めること。
- エ 聴取した意見については、反映した意見、未反映となった意見、未反映となった理由について整理しフィードバックするよう努めること。
- オ 計画がこども・若者にとってわかりやすいものとなるよう努めること。

# 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(4)

## 支援②～計画策定ガイドラインの作成～

- 自治体の中には既に、こどもに関する計画を一体的に策定している事例やこども・子育て関係者等に意見を聴きながら計画策定を行っている事例があることから、これらの調査を行うことにより、自治体こども計画の策定手順や留意点をまとめたガイドラインを取りまとめ、令和5年度末をめどに公表する。また、令和6年度は事例の調査範囲や内容を拡充し、ガイドラインの改定を予定している。
- (スケジュール) R5.10～ こどもに関する計画の基となる法令等の調査、整理  
R5.11～ 事例調査・自治体ヒアリング  
随時 ★有識者会議 (全4回)  
R6.3 ガイドラインのとりまとめ・公表
- ★ 有識者会議について  
R5.11.27 第一回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議  
・ガイドライン構成案についての方針を確認  
➢こども大綱の概要を示しつつ、地域の実情を踏まえた計画策定支援となるようなガイドラインとすること  
ヒアリングをはじめとする調査を踏まえて自治体の現状に沿ったガイドラインとすること  
R5.12.26 第二回 自治体こども計画策定ガイドライン検討のための有識者会議  
・ガイドライン骨子について確認、自治体ヒアリングの現状共有  
R6.2～3 第三～四回を実施予定。  
※会議の状況についてはこども家庭庁ホームページでも公表中。



# 参考



# こども家庭庁について

# こども家庭庁とは？

## 1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

## 2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児支援 など

## 3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

# こども家庭庁とは？

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

## 長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

※ この他、支援金制度等準備室において、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設、企業を含む社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み「支援金制度（仮称）」の構築等について検討。

## 成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

## 支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

# こども基本法

# こども基本法(1)

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども基本法(2)

## こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること  
    (例)居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること  
    (例)働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策  
    (例)教育施策(国民全体の教育の振興など)  
        医療施策(小児医療を含む医療の確保・提供など)  
        雇用施策(雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など)

## こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

# こども基本法(3)

## 基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。  
※「自己に直接関係する全ての事項」とは、ような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項。  
※「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、こども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。  
※「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮すること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1から4においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。